

最高裁秘書第 539 号

令和 3 年 3 月 1 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和 3 年 2 月 22 日に答申（令和 2 年度（情）答申第 35 号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和 2 年度（情） 諒問第 7 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和2年9月16日（令和2年度（情）諮詢第7号）

答申日：令和3年2月22日（令和2年度（情）答申第35号）

件名：高松高等裁判所長官が新型コロナウイルス感染症への対応をテーマとして管内の地方裁判所長及び家庭裁判所長との間で交換した意見の内容が書いたある文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「高松高裁長官において、新型コロナウイルス感染症への対応をテーマとして、管内の地裁所長及び家裁所長との間で適宜の方法により交換した意見の内容が書いてある文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、高松高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、高松高等裁判所長官が令和2年8月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

令和2年7月15日付けの最高裁判所長官挨拶には、「今回、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応をテーマとして、各高等裁判所長官において管内の地方裁判所長及び家庭裁判所長との間で適宜の方法により意見を交換した上で、その結果を基にして高等裁判所長官との間で、テレビ会議の方法により、これまでの対応を振り返り、現状の課題や今後の取組等に関して意見交換を実施することとした次第です。」と記載があることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

高松高等裁判所長官は、令和2年7月15日に開催される高等裁判所長官事務打合せに向けた準備のため、新型コロナウイルス感染症への対応をテーマとして管内の地方裁判所長及び家庭裁判所長との間で意見を交換したが、その意見の内容については、同事務打合せに出席する長官を含め、意見交換した当事者が把握していれば足りるものであって、司法行政文書として残さなければならないものではないことから、本件開示申出文書は高松高等裁判所において作成又は取得していない。

苦情申出人は、令和2年7月15日付けの最高裁判所長官挨拶の内容からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張しているが、上記挨拶は同文書の存在について何ら言及しておらず、内容も同文書の存在を前提とするものとはいえないから、本件開示申出文書の存在を裏付けるものではない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 令和2年9月16日 | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和3年1月22日 | 審議                  |
| ④ 同年2月19日   | 審議                  |

#### 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、高松高等裁判所長官は、令和2年7月15日開催の高等裁判所長官事務打合せに向けた準備のため、新型コロナウイルス感染症への対応をテーマとして管内の地方裁判所長等との間で意見を交換したが、その意見の内容については、同事務打合せに出席する長官を含め、意見交換をした当事者が把握していれば足りるものであり、司法行政文書として残さなければならないものではなかったことから、本件開示申出文書は高松高等裁判所において作成し又は取得していないことである。上記事務打合

せに向けた準備のために行われたという上記意見交換の目的及び性格を踏まえて検討するならば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

なお、苦情申出人は、令和2年7月15日付け最高裁判所長官挨拶の内容からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張する。しかしながら、苦情申出人が指摘する箇所を含め、上記挨拶の全文を確認しても、本件開示申出文書の存在を裏付けるような記載は見当たらない。そのほか、高松高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、高松高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、高松高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子